

## 入院時食事療養・入院時生活療養に関する事項

当院では、入院中の食事および生活環境の提供にあたり、厚生労働大臣が定める基準を満たしている旨を地方厚生局へ届け出ています。

### 1. 療養の提供体制

- **入院時食事療養**：管理栄養士の管理の下、患者さんの病態に応じた適切な食事を、適時（夕食は午後6時以降）かつ適温で提供しています。
- **入院時生活療養**：療養病棟において、適切な食事の提供とともに、温度、照明、給水に関する適切な療養環境を整えています。

### 2. 食事療養・生活療養の費用の額（1食につき、または1日につき）

令和8年6月1日より、厚生労働省の告示に基づき以下の金額にて算定いたします。

- **入院時食事療養(I)**：1食につき **730円**（流動食のみの場合は665円）
- **入院時生活療養(I)**：食事の提供：1食につき **644円**（流動食のみの場合は590円）
- **療養環境の形成（温度・照明・給水等）**：1日につき **458円**

### 3. 患者さんのご負担について（標準負担額）

上記の費用のうち、患者さんには「入院時食事療養費等の標準負担額」として、所得区分等に応じた以下の金額をご負担いただきます。標準負担額を超える費用については、保険給付の対象となります。

- **一般の方**：1食につき 490円（※）
- **住民税非課税世帯の方**：区分に応じて 110円～230円（※）
- **指定難病の方等**：1食につき 280円（※）

（※）標準負担額については、別途政府の決定により変更される場合があります。最新の金額については窓口でもご確認いただけます。